

# 相続税の修正申告書

税務署長

年 月 日 提出

相続開始年月日 年 月 日

第1表 (平成24年4月分以降用)

フリガナ		各人の合計			財産を取得した人			
(被相続人)								
氏名					ⓑ			
生年月日		年 月 日 (年齢 歳)			年 月 日 (年齢 歳)			
住所 (電話番号)		〒			( - - )			
被相続人の	職業							
取得原因		該当する取得原因を○で囲みます。			相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与			
※ 整理番号		□ □ □ □ □ □ □ □ □ □			□ □ □ □ □ □ □ □ □ □			
区分		㉑ 修正前の課税額	㉒ 修正申告額	㉓ 修正する額 (㉒-㉑)	㉔ 修正前の課税額	㉕ 修正申告額	㉖ 修正する額 (㉕-㉔)	
課税価格の計算	取得財産の価額 (第11表③)	①	円	円	円	円	円	
	相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)	②						
	債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③						
	純資産価額(①+②-③) (赤字のときは0)	④						
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④)	⑤						
	課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	Ⓐ ,000	Ⓐ ,000	,000	,000	,000	,000
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額		(人) Ⓑ 0,000,000	(人) Ⓑ 0,000,000	(人) 0,000,000	左の欄には、第2表の②欄のⓑの人数及び㉓の金額を記入します。		
	相続税の総額	⑦	00	00	00	左の欄には、第2表の⑧欄の金額を記入します。		
	一般の場合	あん分割合 (各人の⑥) Ⓐ	⑧	1.00	1.00			
		算出税額 (㉑×各人の⑧) Ⓐ	⑨	円	円	円	円	円
	租税特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合	算出税額 (第3表) ⑩				相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合には、⑧、⑨欄の記入を行わず、この欄に第3表の⑬欄の税額を記入します。		
	相続税額の2割加算が行われる場合 (第4表1⑤)	⑪	円	円	円	円	円	円
	各人の納付・還付税額の計算	税額控除	暦年課税分の贈与税額控除額 (第4表2⑬)	⑫				
配偶者の税額軽減額 (第5表㉑又は㉒)			⑬					
未成年者控除額 (第6表1②、③又は⑥)			⑭					
障害者控除額 (第6表2②、③又は⑥)			⑮					
相次相続控除額 (第7表⑬又は⑭)			⑯					
外国税額控除額 (第8表1⑧)			⑰					
計		⑱						
差引税額 (㉑+⑱-⑳)又は(㉑+⑱-㉒) (赤字のときは0)	⑲							
相続時精算課税分の贈与税額控除額 (第11の2表⑧)	⑳	00	00	00	00	00	00	
小計 (⑲ - ⑳) (黒字のときは100円未満切捨て)	㉑							
農地等納税猶予税額 (第8表2⑦)	㉒	00	00	00	00	00	00	
株式等納税猶予税額 (第8の2表2⑩)	㉓	00	00	00	00	00	00	
山林納税猶予税額 (第8の3表2③)	㉔	00	00	00	00	00	00	
申告納税額 (㉑-㉔)	申告期限までに納付すべき税額	㉕	00	00	00	00	00	
	還付される額	㉖	△	△		△	△	

税務署受付印  
〇この申告書は黒ボールペンで記入してください。

※ 税務署整理欄  
通 信  
日 付 印  
年 月 日  
・  
・  
〔 確 認 者 印 〕  
集 計 票  
〔 徴 収 カ ー ド 〕

(注) ㉖欄の金額が赤字となる場合は、㉖欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、㉖欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額 (第11の2表⑨) があるときの㉖欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

※ 税務署整理欄	年 分	名簿番号	検算印	
----------	-----	------	-----	--

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

ⓑ

□ 税理士法第30条の書面提出有      □ 税理士法第33条の2の書面提出有